5　開設計画の認定に係る電波法第二十七条の十三第四項に基づく周波数の指定は、第三号㈠により開設計画に記載した希望する周波数の範囲に基づき行う。この場合において、二以上の申請者が同じ周波数の範囲を希望するときは、前号の別表第三に係る審査における基準への適合の度合いが高い者の希望を優先する。ただし、当該申請者に九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設計画の認定を受けている者が含まれる場合は、その者の申請はそれ以外の者の申請に劣後するものとする。

6　認定開設者は、毎年度の四半期ごとに、当該認定に係る開設計画に基づく事業の進捗を示す書類を総務大臣に提出しなければならない。

7　別表第一の二4に規定するブースター障害等の防止又は解消は、それらに要する費用の負担等当該ブースター障害等の防止又は解消に当たり必要な事項についてあらかじめ全ての認定開設者間で協議し、合意した上で、当該全ての認定開設者が共同して行わなければならない。

別表第一の二中「事項」の下に「（九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設計画（以下「九〇〇MHz帯開設計画」という。）の申請に当たっては次の1から3まで、七七三MHzを超え八〇三MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設計画（以下「七〇〇MHz帯開設計画」という。）の申請に当たっては次の1から4までに掲げる事項について記載すること。）」を加え、同二に次のように加える。

4　地上デジタル放送（人工衛星の無線局以外の無線局により行われるテレビジョン放送（デジタル放送に限る。）をいう。以下この4において同じ。）の受信電波を増幅する機器その他の受信設備に作用することにより発生する地上デジタル放送の受信障害（以下「ブースター障害等」という。）を与えるおそれのある世帯数等の規模、当該ブースター障害等の防止又は解消に要する費用の見通し、当該費用の負担に関する事項及びそれらの根拠並びに当該ブースター障害等を防止し、又は解消するための方法、当該方法の実施に関する地上デジタル放送を行う放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十六号に規定する放送事業者をいう。）との間の連絡及び調整その他のブースター障害等の防止又は解消に関する計画及びその根拠

別表第一の六を次のように改める。

六　混信等の防止に関する事項

九〇〇MHz帯開設計画にあっては次の1、七〇〇MHz帯開設計画にあっては次の2に掲げる無線局その他既設の無線局（予備免許を受けているものを含む。）及び電波法第五十六条第一項に規定する指定を受けている受信設備（以下「既設の無線局等」という。）の運用並びに電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するための対策及び体制に関する計画及びその根拠

1　九〇〇MHz帯開設計画に係る無線局

㈠　無線設備規則第四十九条の六の三から第四十九条の六の五まで及び第四十九条の六の九に規定する技術基準に係る無線設備を使用する基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局（八六〇MHzを超え八九〇MHz以下の周波数を使用するものに限る。）

㈡　無線設備規則第四十九条の九第一号に規定する技術基準に係る無線設備を使用する構内無線局及び同規則第五十四条第五号に規定する技術基準に係る無線設備を使用する簡易無線局

㈢　電波法施行規則等の一部を改正する省令による改正前の無線設備規則第四十九条の九第一号に規定する技術基準に係る無線設備を使用する構内無線局及び同規則第五十四条第五号に規定する技術基準に係る無線設備を使用する簡易無線局

㈣　無線設備規則第四十九条の七及び第四十九条の七の三に規定する技術基準に係る無線設備を使用する基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局

㈤　電波法施行規則等の一部を改正する省令による改正前の無線設備規則第四十九条の七及び第四十九条の七の三に規定する技術基準に係る無線設備を使用する基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局

㈥　無線設備規則第五十八条の二の三に規定する技術基準に係る無線設備を使用する固定局（九五八MHzを超え九六〇MHz以下の周波数を使用するものに限る。）

㈦　無線設備規則第四十五条の十二の五及び第四十五条の十二の六に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局

2　七〇〇MHz帯開設計画に係る無線局

㈠　無線設備規則第三十七条の二十七の九から第三十七条の二十七の十一までに規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局

㈡　無線設備規則第四十九条の六の三から第四十九条の六の五まで及び第四十九条の六の九に規定する技術基準に係る無線設備を使用する基地局（七七三MHzを超え八〇三MHz以下及び八六〇MHzを超え八九〇MHz以下の周波数を使用するものに限る。）

㈢　無線設備規則第四十九条の二十二の二に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局

㈣　番組素材中継を行う無線局であって、七七〇MHzを超え八〇六MHz以下の周波数を使用するもの

㈤　無線設備規則第四十九条の十六及び第四十九条の十六の二に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局

別表第一の七1中「第五項第二号」の下に「（七〇〇MHz帯開設計画にあっては、第九項第二号）」を加え、同七3中「対象免許人等」の下に「（七〇〇MHz帯開設計画にあっては、対象免許人。以下同じ。）」を、「第五項第一号㈠から㈢まで」の下に「（七〇〇MHz帯開設計画にあっては、第九項第一号㈠及び㈡）」を加え、同七5中「第五項第五号㈠」の下に「（七〇〇MHz帯開設計画にあっては、第九項第五号㈠及び㈡）」を加え、同七7中「第五項」の下に「（七〇〇MHz帯開設計画にあっては、第九項）」を加える。

別表第二の二中「関する計画」の下に「（七〇〇MHz帯開設計画の認定においては、ブースター障害等の防止又は解消に関する計画を含む。）」を加え、同表の八中「既存の無線局等」を「既設の無線局等」に改め、同表の九を次のように改める。

九　負担可能額が、次の各号に掲げる区分により、それぞれ当該各号に定める金額以上であり、当該負担可能額を確実に確保できること。

1　九〇〇MHz帯開設計画の認定　千二百億円

2　七〇〇MHz帯開設計画の認定　六百億円

別表第二の十中「第四項」を「九〇〇MHz帯開設計画の認定においては第四項、七〇〇MHz帯開設計画の認定においては第八項」に改める。